

令和2年度 衛生センター基幹的整備改修事業
伊南衛生センター防水及び外壁改修工事

特記仕様書

令和2年7月

伊南行政組合

目次

第1章	総 則	1
第1節	計画概要	1
第2節	施設の概要	1
第3節	施工方針	2
第4節	保 証	3
第5節	工事範囲	4
第6節	完成検査及び正式引渡し	4
第7節	提出図書	4
第8節	その他	6
第2章	工事に関する基本的事項	9
第1節	外壁改修工事	9
第2節	屋上防水改修工事	10

第1章 総 則

本仕様書は、伊南行政組合(以下「甲」という)が発注する伊南衛生センター屋上防水改修工事及び外壁補修工事に適用する。

第1節 計画概要

1. 一般概要

甲は、駒ヶ根市、飯島町、中川村、宮田村の4市町村で構成された一部事務組合で、昭和57年度にし尿処理施設を設置し、増改造を経て、現在稼働を続けながら計画処理量26kL/日のし尿及び浄化槽汚泥の処理を行う施設に改造中である。

2. 工事名称

伊南衛生センター防水及び外壁改修工事

3. 工事対象施設

施設名称	伊南衛生センター
施設所管	伊南行政組合（構成市町村：駒ヶ根市、飯島町、中川村、宮田村）
施設所在地	〒399-4117 長野県駒ヶ根市赤穂14616番地52 TEL・FAX 0265-82-3973
建築物構造	処理棟：鉄筋コンクリート造 地上2階建 管理棟：鉄筋コンクリート造 平屋
屋上防水	アスファルト露出防水、一部塗膜防水
外 壁	リシン吹き付け仕上げ
竣工年度	当初施設 昭和57年度 増設改造 平成2年度 改造 令和3年3月完成予定

4. 工期

着工：令和2年契約後

竣工：令和3年3月10日

第2節 施設の概要

1. 全体計画

伊南衛生センターは、当初稼働から37年経過して老朽化が進んでおり、処理設備の改造を機会に、施設の外壁及び屋上防水を改修するものである。

2. 立地・施設

1) 施設図

計画にあたり別添資料の図面参照。

2) 工事用道路

既存の搬出入路を利用する。

3) 仮設事務所

衛生センター敷地に設置とし、工事請負者（以下「乙」という。）は、甲と協議の上設置場所を決定すること。場所は無償で提供する。

第3節 施工方針

1. 適用範囲

本仕様書は本施設の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、本施設の目的達成のために必要な設備、または工事施工上当然必要と思われるものについては、原則として乙の責任において完備しなければならない。

特許及び実用新案等工業所有権に抵触するものについては、乙の責任において処理すること。なお、本工事に関連して工業所有権等の出願を行う場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。

2. 疑義

乙は本発注仕様書及び実施設計図書について工事施工中に不備や疑義が生じた場合は、甲と十分協議のうえ遺漏のないよう工事を行うこと。

3. 施工

本工事の施工に当たり工事請負者は本仕様書、設計図書、工事請負契約書、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）及びその他関係法令に準拠すること。

なお、本工事は別途行う施設改造工事と並行して行うものであり、相互の影響を最小限に抑えるよう、十分協議のうえ行うものとする。

4. 変更

設計図書について、原則としては変更を認めないものとするが、施設の目的達成のために必要とする設備、または、工事の性質上当然必要とする事項については、監督員の承諾を受けて仕様書から変更が出来るものとする。この場合、機能及び内容が現設計より下廻らない

ことを原則とする。変更を行う場合は、乙の責任と費用負担により完備すること。

5. 材料及び機器

- 1) 使用材料及び機器は全てそれぞれの用途に適合する欠点のない最良の製品で、かつ全て最新の製造品とし、日本工業規格(JIS)、電気規格調査会規格(JEC)、日本電機工業会標準(JEM)等の規格が定められているものは、これらの規格品を使用しなければならない。
- 2) 使用材料及び機器等については、事前にリストを甲へ提出するものとする。
- 3) 本施設に使用する材料については、多数の経験を有し、技術的信頼度が高いものとする。

6. 検査及び試験

本施設に使用する材料の検査及び試験は、下記により行う。

1) 立会検査及び試験

材料の検査及び試験は、甲立会のもとで行う。ただし甲が特に認めた場合には、乙が提示する検査(試験)成績表をもってこれに代えることができる。

2) 検査及び試験の方法

検査及び試験は、あらかじめ甲の承諾を受けた検査(試験)要領書に基づいて行う。

3) 検査及び試験の省略

公的、またはこれに準ずる機関の発行した証明書等で成績が確認できる機材については、検査及び試験を省略することができる。

4) 経費の負担

- (4) 工事に係る申請、検査及び試験の手続きは乙において行い、これらに要する経費は乙の負担とする。

第4節 保証

甲の検査終了後、その結果に基づき乙より施設の引渡しを受ける。この場合の保証の内容及び保証の条件は、下記の通りとする。

1. 保証期間

本設備の保証期間は、ウレタン塗膜防水部分を除く屋上防水については引き渡し後10年、その他については引渡し後5年とする。

なお、保証期間中に生じた施工及び材質並びに構造上の欠陥、破損等は、乙の負担にて速やかに補修、改造若しくは取り替えを行わなければならない。

ただし、天災等の不測の事故に起因する場合はこの限りではない。

乙の施工上の瑕疵（欠陥）及び材料の欠陥に起因する補修・改善・取替が必要なものについては瑕疵担保（正式引渡しの日より2年間）が切れる前に甲が指摘する補修改善書に従い、乙の負担にて全ての補修等を行うこと。

屋上防水については保証書を提出すること。

第5節 工事範囲

本仕様書で定める工事の範囲は、次の通りとする。

1. 外壁改修工事

- 1) 処理棟外壁塗装改修工事（シャッター、ガラリ、SD及び雨樋の塗装含む）
- 2) 管理棟外壁塗装改修工事（雨樋の塗装含む）

2. 屋上防水改修工事

- 1) 処理棟屋上防水改修工事（かぶせ工法）
- 2) 管理棟屋上防水改修工事（かぶせ工法）

第6節 完成検査及び正式引渡し

各段階に於ける監督員の検査を受けること。

確認検査で不合格、又は補修の必要を認める箇所及び事項がある場合は、補修又は再施工など所要の措置を講ずること。

工事期間内に完成検査を行い、正式引渡しをするものとする。

工事竣工とは、第5節に定める工事範囲の工事を全て完了し、検査確認し合格した時点とする。

第7節 提出図書

1. 契約図書

乙は、本仕様書に基づき本組合の指定する期日までに契約図書を2部提出する。なお、契約図書の種類及び体裁は下記の通りとする。

- 1) 工事請負契約書

- 2) 着手届
- 3) 現場代理人及び主任技術者等通知書
- 4) 資格証明書の写し（写真付き）
- 5) 健康保険被保険者証の写し
- 6) 経歴書
- 7) 工程表

2. 施工承諾申請図書

乙は契約後、本仕様書に基づき甲の指定する期日までに施工承諾申請図書を提出し、事前に施工承諾申請図書に対する甲の承諾を得てから着工すること。また、図書は次のものを各3部（返却用1部含む）提出すること。

- 1) 承諾申請図書一覧表
- 2) 総合施工計画書
- 3) 廃棄物処理・処分計画書、建設リサイクル法関連図書
- 4) 施工要領書（材料承諾含む）
- 5) 打合せ議事録
- 6) 工事工程表
- 7) その他指示する図書

3. 完成図書

乙は工事竣工に際し、次のものを提出すること。

- | | |
|---------------------|------|
| 1) 工事日報 | 1部 |
| 2) 工事記録写真（材料、工程） | 2部 |
| 3) 材料検収簿 | 1式 |
| 4) 納品書の写し | 1式 |
| 5) 産業廃棄物処理マニフェストの写し | 1式 |
| 6) その他指示する図書 | 別途指示 |

4. 竣工図書

乙は工事竣工に際し、次のものを提出すること。

- 1) 竣工届
- 2) 社内検査報告書
- 3) 請求書

第8節 その他

1. 関係法令等の遵守

本施設の施工にあたって、諸法令、規格等に準拠すること。

2. 許認可申請

工事内容により関係官庁への許認可申請、報告、届出等の必要がある場合に、その必要図書の作成及び手続きは乙の経費負担により行うこと。

3. 施工

本工事施工に際しては、次の事項を遵守すること。

1) 労務災害の防止

工事中の危険防止対策を十分行い、作業従事者等への安全教育を徹底し、労務災害の発生がないように努めなければならない。

2) 工事下請

主要な下請業者については、あらかじめ下請承諾申請書を提出し、甲の承諾を得て行うこと。

3) 現場管理

資材置場、資材搬入路、仮設事務所等については甲と十分協議し、他の工事及び作業への支障がないよう計画し、実施しなければならない。

また、整理整頓を励行し、火災、盗難等の事故防止に努めなければならない。

4) 現場代理人

本工事の現場代理人は、施設全体を十分把握できる有能な専門技術者であって、工事の着工から竣工に至るまでの現場の一切の責任者として常駐すること。また、現場代理人の変更がある場合には、あらかじめ甲の承諾を得ること。

5) 搬入路及び現場環境の保全

乙は、常に搬入道路及び工事現場の整理、整頓、清掃を励行し、工事中に発生する騒音、振動、粉じん等については、関係法規を遵守し、現場及び現場付近の保全に努めること。

6) 安全衛生管理

本施設の施工にあたっては、「労働安全衛生法」等の関係法令の規定を遵守し、施設の運転、点検、清掃等の作業が安全かつ衛生的に行えるように計画すること。

騒音防止、転落防止柵、作業スペース等に十分配慮し、特に表面が高温になる箇所、及び突起部分等については危険防止対策を施し、必要に応じて覆いをするか、または表示し

作業に危険のないよう配慮すること。

7) 災害の防止

乙は、仮囲い、照明その他危険防止設備を施し、休日、昼夜を問わず本工事引渡し完了まであらゆる災害の防止に努めること。

8) 工事月報の提出

現場代理人は、本工事の進捗状況、作業内容及び人数、搬入材料等を記入の工事日報・月報を毎月遅滞なく、甲に提出すること。

9) 工事打合わせ

工事を円滑に進めるため、定期的に甲の立会のもとに工事打合わせを行うこと。打合わせ事項については、議事録を作成し、速やかに甲に提出すること。

10) 工事写真の撮影

乙は、本工事全般にわたって、工事工程に従って段階的に工事写真を撮影編集し、甲の要求に応じていつでも閲覧できるように整備すること。また、工事検査の際には工事写真集として、その他必要書類と一緒に速やかに甲に提出すること。

工事写真撮影に当たっては、工事看板を付し甲が指定する箇所、または、工事記録として当然残す必要があると思われる箇所を撮影しておくこと。

特に、工事完了後においては、確認することが全くできないか、または、非常に困難と思われる箇所は、あらかじめ重点的に撮影しておくこと。

なお工事着手前、必要に応じ、現場周辺を甲の立会のもと写真を撮影しておくこと。

1 1) 復旧

乙の責任において、既存物件、道路等の損傷、汚染防止に努め、万一損傷、汚染及び移設の必要が生じた場合には、乙の負担により速やかに対処すること。

1 2) 保証（補償）

工事施工方法により、近隣住民に支障を及ぼすことのないように工事を行うこと。なお、工事の影響による保証（補償）は乙の負担とすること。

工事中の施工方法等の不備による事故、発生災害についての責任は乙に帰すものとし、乙の責任において、一切の処置、解決を図ること。

1 3) 工事用役務

本工事に要する工事用電力、用水、電話をはじめ必要な設備等については、全て乙がこれを実施し、これらに要する費用ならびに使用料金は全て乙の負担とすることを原則とする。

1 4) 保険

乙は、本施設の施工に際しては、火災保険、積立保険等工事保険に加入すること。なお、証書の写しを甲に提出すること。

15) 諸調査

本改修工事に際して問題がないように、現地調査を行うものとする。なお、現地踏査、諸調査費は工事範囲内とする。

第2章 工事に関する基本的事項

第1節 外壁改修工事

1. 外壁改修工事

本工事に係る外壁を清掃・洗浄・亀裂処理を行った後、塗装を行うものとする。

特に出隅、入隅は十分配慮し、各種マニュアル等に準ずること。

本工事は外壁改修工事を行うもので、対象仕様は公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)、建築工事監理指針(平成元年度版)を基本とする。

1) 対象施設

衛生センター処理棟及び管理棟

2. 仮設計画書及び工事施工要領書

仮設計画書及び工事施工要領書を作成すること。

1) 仮設計画書および工事施工要領書は、事前に甲へ提出し承諾を得ること。

2) 仮設計画書及び工事施工要領書の承認後に施工に入ること。

3. 施工一般

主任技術者または監理技術者を配置し、塗装工事については1級塗装技能士の資格を有する者が作業、作業指導を行うこと。

天候には十分注意して施工を行うこと。

気温が著しく低いとき、降雨・降雪・強風時は施工を中止すること。

機材等によって防水層を損傷しないよう十分注意すること。

下地の乾燥状態には十分配慮すること。

除去材は、法規制に従い適正に処分すること。

4. 既存外壁塗膜等の下地調整及び下地処理

既存塗膜は除去せず、水洗い高圧洗浄を基本とし、下地に劣化、欠損、脆弱部、ひび割れ等が見受けられた場合は、適切な措置すること。

5. 劣化部除去

劣化部の除去が必要な場合は、ハンドドリルなどで除去するものとする。なお、劣化コンクリート除去後は、下地の健全度を確認・改修すること。

劣化部除去後に鉄筋の錆が確認された場合は、防錆処理を行うこと。

鉄筋の断面欠損が生じている場合には、その断面欠損の程度により、補強鉄筋配置や炭素繊維ロッド等により補強等を行うこと。

劣化部の除去物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に準拠し適正に処分す

ること。

建設系廃棄物マニフェストに従い処分を明確にすること。

6. 亀裂処理

コンクリートに亀裂等が確認された場合は、Vカット，Uカット後シーリングや補修用グラウト注入等、被着体に適した材料により補修を適切に行うこと。

7. 塗装工事

下地調整の完了後、合成樹脂エマルジョンシーラーを全面に塗り付けるものとする。ただし、下地調整塗材Eで代用する場合は、省略することができるものとする。

基層塗りは、だれ、ピンホール、塗残しのないよう下地を覆うように均一に塗り付けること。

塗装色は、甲と協議のうえ決定するものとする。

8. 目地改修

既存目地材を撤去し、新たに目地材を施工するものとする。既存目地材撤去においては、既存躯体に損傷を与えないよう注意すること。また、除去後の目地部分に付着したほこりや異物を除き清掃後新たな目地を施工すること。

対象とする目地は、収縮目地および建具廻り目地等とする。

9. シャッター・ガラリ及びSDの塗装工事

外壁に面している、既存シャッター、ガラリ及びスチールドアを耐候性塗料にて塗装改修工事を行う。塗装は枠組みを含み、内外面を行うものとする。

10. 雨樋塗装工事

既存雨樋（SGP150）の塗装工事を行うものとする。

第2節 屋上防水改修工事

1. 屋上防水改修工事

本工事に係る屋根防水工事を行う。対象仕様は公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)、建築工事監理指針(平成元年度版)を基本とする。

1) 対象施設

衛生センター処理棟及び管理棟

2. 仮設計画書及び工事施工要領書

仮設計画書及び工事施工要領書を作成すること。

- 1) 仮設計画書および工事施工要領書は、事前に甲へ提出し承諾を得ること。
- 2) 仮設計画書及び工事施工要領書の承認後に施工に入ること。

3. 施工一般

主任技術者または監理技術者を配置し、防水工事については、1級建設施工管理士または1級防水施工技能士の資格及び3年以上の実務経験を有する者が作業、作業指導を行うこと。
天候には十分注意して施工を行うこと。

気温が著しく低いとき、降雨・降雪・強風時は施工を中止すること。

機材等によって防水層を損傷しないよう十分注意すること。

既存防水層の膨れ等の始末は確実の措置しておくこと。

下地の乾燥状態には十分配慮すること。

防水立ち上がり部は、既存防水を撤去後、新しい防水層を設置するが、撤去時、極力既存下地に損傷を与えないようにすること。

既存下地に欠損、脆弱部、ひび割れ等が見受けられた場合は、適切な措置すること。

除去材は、法規制に従い適正に処分すること。

4. 防水工事

アスファルト防水部は、既存防水層を残す被せ工法とする。

一部の屋根や軒は、塗膜防水とする。

ⅠZ反応槽・分離液槽上屋上部は、塗膜防水仕上げとする。

(既存施設の防水状況は別添資料の図面参照)

5. 笠木工事

アルミ笠木は撤去後再利用を原則とする。ただし、下地構造体が再利用することが困難な場合は監督員と協議とする。防水押さえ金物は更新するものとする。